

福島県水道整備基本構想 2013 「福島県くらしの水ビジョン」における県の役割についての取組状況

資料 1 - 4

現行ビジョン	項目	主要施策	施策概要（県の役割）	取組み状況
第5章	水道整備の基本方針	地域の水道整備	県全体の生活用水の需給バランスの把握し、認可時に水資源の有効活用に関する情報提供や助言を行う	毎年、水道統計に基づく調査を事業体に行い、得られた取水量と供給量とをとりまとめ、整理している。また、県知事認可の書類審査に際しては、既存水源の有効活用についても検討し、助言等を行っている。
			安定供給のためには、それに見合った費用負担が必要であることの啓発を行い、水道事業にかかる経費等についての情報提供を行う	水道統計で得られた水道料金及び経費内訳等について、「福島県の水道」にとりまとめて公表している。
			水道未普及地域の国庫補助の積極的な活用を図るための情報提供を行う	水道国庫補助事業に関しては、要綱改正時や要望書の提出について、事業体へ情報提供を行うとともに、施設整備の際の補助可能性についての指導・助言等を行っている。
	水道未普及地域の衛生確保	飲用井戸等衛生対策要領に基づく、町村に関する飲用井戸等の衛生の確保にかかる指導・助言を行う。（注：市に所在する井戸については、当該市に対してそれらの権限が移譲されている）	個人井戸や小規模水道に関する水質検査や施設管理について、飲用井戸衛生対策要領に基づき、使用者及び町村の関連部署に対する指導・助言を行っている。市に所在する施設については、水道統計等で箇所数等を確認しているものの、権限が市に移譲されているため、直接県で把握してはいない。	
		地下水等の利用状況について、市町村に協力して情報を整理し、提供する仕組みの構築	水道水源に関する地下水の利用状況については、毎年、水道統計で得られた情報を整理し、「福島県の水道」にとりまとめ、公表している。	
		水道施設等の設置を検討する市町村に対し、技術的な情報の提供とともに、国庫補助制度の活用に関する助言を行う	未普及地域解消への給水区域拡張に関する事業体からの相談時においては、認可指導と併せて、国庫補助制度の活用に関する助言を行っている。	
	水道管理水準の向上	水道事業体職員の技術力、意識向上のための教育・啓発の機会を設ける	平成30年度より「水道事業技術力確保支援事業」として、県内の水道事業者職員及び県保健所担当者向けの研修事業を年3回、3方部で開催している。	
		知事認可水道事業体への立入検査・報告徴収を通じて、適切な管理が行われているかチェックする	水道施設等立入検査実施要領に基づき、各保健所において立入検査実施計画を策定し、それに基づく知事認可水道事業体への立入検査を行い、指導している。	
		立入検査等を通じて、管理状況を集約し、保健所ごとに問題点や課題を整理し、地域の管理水準の向上をはかる	各年度ごとの監視指導の結果については、各保健所ごとに環境衛生関係施設監視指導計画の評価として年度末にまとめて、整理している。	
		管理水準に問題がある事業体に対し、技術的助言・指導の他に、管理マニュアルの策定などの支援を行う	知事認可水道事業体への立入検査の際には、管理面での確認も行い、問題がある事業体に対しては、技術的助言・指導や管理マニュアル策定等についての指導を行っている。	
		水道水質管理計画を策定し、県全体の水道水質管理体制の向上をはかる	平成5年度より福島県水道水質管理計画を策定し、最終見直しについては、平成25年3月に行っている。（目標年次 平成34年度（令和4年度））	
	地域水道ネットワークの形成	保健所を中心とした管内水道事業の協議会などで情報の共有化を進め、ネットワークの素地を形成する	水道事業基盤強化・広域連携に関する検討会を平成29年より立ち上げ、平成29年度には各方部で検討会を行ったものの、具体的な検討までには至らず、平成30年度は休止してしまった。本年度は、市町村財政課主体で方部別検討会を再開見込みである。	
		協議会を通じ、水道事業者間の調整を行い、水道問題を考えるための共通の場を設定する	水道事業に関する事業者間の連携を目的とした事業者同士の協議会設立は無かった。事業体からの要望等があれば、県として事業者間の調整等行う必要があると思われる。	
	水源環境の保全	水道水質管理計画に基づく水道水源の水質の把握を行う	福島県水道水質管理計画に基づく原水検査を事業体にも実施してもらい、水道統計により水質の把握を行った。	
		水道事業体からの水環境保全に関する提言を関係部に伝える	水道事業体からの水環境保全に関する直接提言はないものの、大規模土地取引や環境影響評価といった庁内合議があった際に、水道水源等の上流部で影響のありそうな事業計画があった場合には、水道水源保全の観点からの意見を述べた。	
	利用者とのパートナーシップの構築	水道週間等による啓発活動	水道週間に関するパンフレット及びポスター等の事業体への配布及び啓発パネルの貸出事業による普及啓発につとめた。	
		安全・安心を確保するための費用等について、適切な情報の提供を行う	水道統計で得られた情報を元に「福島県の水道」として、各事業体の水道料金及びその費用構成等について、とりまとめたものを公表した。	

福島県水道整備基本構想 2013 「福島県くらしの水ビジョン」における県の役割についての取組状況

資料 1 - 4

現行ビジョン	項目	主要施策	施策概要（県の役割）	取り組み状況
第6章	水震災等の構を踏まえた災害や事故に強い	災害発生時の調整	被災状況に関する情報収集、関係機関との連絡調整を行う	地震、台風等の風水害が発生した場合には、事業体、保健所、国と連携し、情報収集等を行い、正確な情報の把握及び伝達を行った。
		情報の収集と提供	施設台帳の整備、水道データベースを活用した正確な情報伝達を行う	施設変更があった場合については、事業体より施設台帳を提出してもらい、最新の台帳の把握を行うとともに水道データベースに反映し、立入時に活用している。
		制度面の問題解決に向けた取組	災害査定における現実と法制度の矛盾を解消するため、制度の改善等を国へ働きかける	全国環境衛生・廃棄物関係課長会議等に国庫補助制度の拡充等への意見を提出し、国への要望を行っている。
		水道事業者の連携の促進	事業者間の連携強化の基盤作り、包括的な応援体制のあり方を検討する	水道事業基盤強化・広域連携に関する検討会を平成29年より立ち上げ、平成29年度には各々で検討会を行ったものの、具体的な検討までには至らず、平成30年度は休止してしまった。本年度は、市町村財政課主体で方部別検討会を再開見込みである。なお、平成30年度より「水道事業技術力確保支援事業」として、県内の水道事業者職員及び県保健所担当者向けの研修事業を各々で開催し、研修を通じての職員間のネットワークの基礎を醸成している。
第7章	放射性物質の影響を踏まえた水道対策	飲料水の放射性物質モニタリング体制整備	モニタリング検査実施計画に基づく、検査体制の維持と検査結果の公表に継続的に取り組む	福島県飲料水の放射性物質モニタリング実施計画に基づき、検査体制の維持と検査結果の公表に取り組んでいる。検査機器については、平成23、24年度に購入したものであったことから、一部、機器の更新等を行った。2020年度までは現行体制のままモニタリング体制を維持する予定である。
			放射性物質に関する知見等の情報収集及び水道事業者へ情報提供を行う	検査結果については、速やかに事業者へ情報提供するとともに、毎週火曜日にホームページで公表している。飲料水については、平成23年5月9日以降、検出下限値未満(1Bq/kg)である。
	放射性物質の影響下での水道運営と復旧	水質の安全性対策のための計画策定と指導・助言を行う	事業者の水道水質検査計画については、保健所立入時や報告徴収等により把握し、指導・助言をおこなっている。	
		国庫補助金等の国の財政制度の活用促進と助言を行う	事業者での施設整備等に関する事前相談にあつては、国庫補助等の助言も含め指導している。	
		浄水発生土等の処理に関する助言を行う	毎月、県内浄水発生土の保管状況の調査を行い、とりまとめており、処分量及び保管量の把握につとめている。	
		賠償問題に関する助言や、東京電力等との調整を行う	飲料水の放射性物質モニタリングに関する費用については、毎年度東京電力への損害賠償請求の資料として提出し、それにより賄われている。ただし、検査機関への検体搬送費用や処理に関する技術員の補助については、他の交付金等で賄われていることから、検査の継続のためには財政面での不安が残る。	
	住民への情報提供のあり方	放射性物質モニタリング検査と結果の公表に今後も継続して取り組む	福島県飲料水の放射性物質モニタリング実施計画に基づき、検査体制の維持と検査結果の公表に取り組んでいる。放射性物質モニタリング結果については、毎週火曜日に県のホームページに掲載し、情報発信等を行っている。	
		住民とのリスクコミュニケーションを確立しながら、信頼の醸成に向けた取り組む	住民からの放射性物質に関する問い合わせについては、保健所で回答し、不安解消につとめた。	
第8章	災害対応から見る地域に即した水道整備	地域ごとの水道事業者間の連携に努めるとともに、将来の水道事業のあり方に理解を深めていくよう情報提供を行う	市町村等水道担当者会議を通じ、水道事業に関する情報提供を行い、水道技術力確保支援事業といった各々で実施する研修事業を通じて、各事業者間の連携に努めている。	
第9章	基本構想策定後のフォローアップ	水道事業者や市町村と協議を行い、本構想の施策の促進に努める	補助事業や認可に関する事前相談を通じて、各種施策の促進に努めている。	
		毎年の立入検査結果をとりまとめ、定期的に公表する	各種年報等での立入検査件数等の公表を行っている。	
		水道事業者に対し、地域水道ビジョンに本構想の施策が反映されるよう情報提供を行うとともに、円滑な策定が行われるよう支援する	本構想については、ホームページに掲載し、公表するとともに、各事業者の水道ビジョン見直し時などに本構想の施策が反映されるよう、指導・助言等をおこなっている。	